

所得税法および各種税目

新型コロナウイルス(COVID-19)による影響に伴い、2020年度(12月決算)の法人税確定申告・納付期限は一律6月30日へ延長

財政部が5月12日に、新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、2020年度(12月決算)の企業については通常5月末の法人税確定申告・納付期限を適用対象を6月30日まで一律延長すると発表しました。

また、その他の税目についても財政部は先般5月7日付の通達において、納税義務者が新型コロナウイルスのため治療、隔離または検疫の対象となり、法定期間内に申告・納付を完了できない場合、税金の申告・納付期間を2021年5月1日から7月31日まで延長する措置を発表しています。その主な内容は以下の通りです。

- 一、 **適用対象**：法定の申告・納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離または集中検疫の対象となった下記の者(自主管理者は含まれない)。
 1. 個人
 2. 営利事業者、機関・団体／源泉徴収義務者：責任者／本人、会計責任者、申告業務の委託を受けた会計士、記帳士、記帳および申告代理人
- 二、 **主な税目および期限**

主な税目	法定納付期限	延長後の納付期限
房屋税	5/31	6/30
営業税(每期申告・納付している者)	5/17、6/15、7/15	それぞれ5/31、6/30、8/2へ延長
源泉徴収税(居住者に対する支払いの場合)	5/10、6/10、7/12	
源泉徴収税(非居住者に対する支払いの場合)	源泉徴収日から10日以内 (締切日2021/8/2まで)	20日間延長

三、 手続き

上記の各種税目の納付期限の延長については、事前申請は必要ありません。延長後の期限内に、隔離通知書や検疫通知書などの関連文書を添付し、申告および納税すれば足ります。

PwC 台湾の見解：

1. 財政部は5月12日に法人税確定申告・納付期限について、一律延長すると発表しました。申請不要で利息も加算されず、申告期限内での申告を適用条件とする10年間の繰越欠損金控除も影響を受けることはありません。また、研究開発費、スマートマシン・5G支出の投資控除などを適用している場合でも6月30日まで延長となります。
2. また房屋税、営業税、源泉徴収税について、新型コロナウイルス感染症による隔離や検疫の影響で申告納税が困難な場合についても納付期限が延長されます。
3. なお、天災や経済的困難により納付期限までに税額を完納できない場合、納税者は自ら納付期限の延期または分納を申請できます。延期期間や分納回数については、法律上は税額に応じて決定されることになっていますが、新型コロナウイルス感染症による影響に該当する場合(例えば、各中央官庁が規定する救済関連措置の適用対象者である企業、短期間において営業収入額が大きく減少した企業)、税額に関わりなく延期は1年まで、分納は3年(1か月を1期とし、計36期)まで認めることとされています。

房地合一税制(不動産取引税制)における「非自発的な理由」について

財政部が房地合一税制(不動産取引税制)における「個人および営利事業者が行う保有期間が5年以下の不動産の売却のうち、非自発的な理由によるもの」に関する草案を発表しました。「非自発的な理由」についてまとめると以下の通りです。



「所得基本税額条例第12条のハイリスクスタートアップ企業の認定に関する弁法」の公布

上場あるいは店頭公開していない株式の個人による売却所得について、2021年1月1日より基本税額の課徴が再開しますが、**売却時に設立から5年未満**の台湾内のハイリスクスタートアップ企業の株式については、取引所得の基本所得への加算が免除されます。

財政部および經濟部が 4 月 14 日に正式に公布した「ハイリスクスタートアップ企業の認定に関する弁法」は、字句の訂正があったのみで、その内容は 1 月 29 日に予告した草案と同じです。詳しくは本紙 2021 年 2 月号をご参照ください。

「所得税協定の適用に係る監査準則」改正草案の予告

OECD(経済協力開発機構)の BEPS(Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転)の最終報告書、モデル租税条約およびコメンタリーに対応するため、財政部は先般 4 月 16 日に「所得税協定の適用に係る監査準則」改正草案を予告しました。予告期間は 60 日となります。改正草案のポイントは以下の通りです。

項目	改正のポイント
主要目的テスト(PPT)	租税協定の濫用を防止するための BEPS の提言する最低限必要な措置(ミニマムスタンダード)への対応
タイ・ブレイカールール	所得税法第 43-4 条(PEM : 実際の管理場所に関する規定)を参酌して、双方居住者について「協定上の居住者」の判定に関する適用原則を増設・改定
恒久的施設(PE)および業務遂行に係る期間の計算	恒久的施設(PE)および業務遂行に係る存続期間および居留期間の計算原則を明文規定
国際運輸	国際運輸事業の利益を(現行の税務実務に比べ)寛大に解釈
ロイヤルティ	ロイヤルティの定義を(現行の税務実務に比べ)縮小解釈
その他	課税方式が源泉徴収以外の納税代理人による申告案件に関する事業所得の免税申請、信託基金の受益者に係る居住者証明の発行、混合契約の合理的な所得分割および対応する条文の適用などを明示
施行日	今回の改正は公布日より施行されるが、限度税率に関する規定は 2019 年 1 月 1 日より施行開始

PwC 台湾の見解 :

今回の改正草案で注目すべきなのは、「主要目的テスト」および恒久的施設(PE)の認定原則に「関連性および一貫性(coherence)」が盛り込まれているということです。

1. 主要目的テストに関する改正条文によれば、例えば、外国企業が台湾内で行っている経済活動または従業員の台湾出向・異動に係る経済行為について、その契約書が分割されている場合、その契約分割が経済的実質の観点からみて必要性があるかどうかの判断を行い、その租税協定の適用性を確認しなくてはなりません。また、租税協定締結国に設立したパーパーカンパニーを通して租税協定を適用しているような状況があるかどうかの判断も、主要目的テストにおいて考慮すべき根拠の一つとして盛り込まれています。取

引またはスキームが、直接または間接的に「租税協定の特典」を受けることを主たる目的の一つとしているかどうかの判断は、個別に事実や状況、合理的な商業目的の有無などを勘案しなければなりません。OECDが挙げている例を引用して以下に説明します。

例えば、外国企業A社が台湾で請け負っている建設工事の工事期間は10ヶ月を予定していますが、工事期間が6ヶ月を超えているため、外国企業の台湾における恒久的施設(「建設PE」)の要件を満たし、外国企業A社は租税協定に基づき台湾で税金を納付しなくてはなりません。仮に台湾の工事委託者が工事契約を2つに分けて、それぞれ外国企業A社およびその外国関係会社であるB社と締結し、工事期間をそれぞれ5ヶ月とすれば、各契約の工事期間は上記の6ヶ月を超えないので、台湾における恒久的施設としてみなされないため、理論的には事業所得の免税が適用可能となります。しかしながら、主要目的テストにおいては、税務当局は関連事実および状況を調査し、上記の取引またはスキームが、直接または間接的に「租税協定の特典」を受けることを主たる目的としているかどうか、合理的な商業目的があるかどうかを判断しなくてはならないため(例えば、外国企業A社に連帯履行責任、工事担保責任もしくは義務の有無があるなど)、総合的に判断した結果、契約分割が「租税協定の特典」を受けることを主たる目的としていると認定された場合、事業所得の免税が不適用とされる可能性があります

2. 恒久的施設の認定原則の改正については、商業目的に応じて従事する活動とそれに紐づいた特定範囲の地理的な**関連性および一貫性(coherence)**が恒久的施設の判断基準として盛り込まれています。すなわち、外国企業に台湾に恒久的施設があるかどうかは、まずは外国企業のサービス提供に継続的な特定場所が使われているかどうかを確認する必要があります。OECDの例を引用すると、例えば、海外のコンサルティング会社が従業員を台湾に出向させ、あるビルでカスタマイズサービスを異なる顧客に提供し、それぞれのサービス期間は決まっておらず、いずれも6ヶ月未満とします。いずれのサービスも特定の地理的な範囲(あるビル)で提供されていますが、それぞれのサービスは商業的な関連性がなく(異なる顧客)、それぞれのサービス期間もいずれも6ヶ月未満であるため、当該ビルは海外コンサルティング会社の固定的営業場所には該当しないため、その他の恒久的施設の定義にも当てはまらなければ、海外コンサルティング会社は「租税協定の特典」となる事業所得の免税を適用することが可能となります。しかし留意が必要なのは、当該ビルが海外コンサルティング会社の台湾における固定的営業場所としてみなされるべきではないとしても、長期的に従業員を出向させ台湾内でサービス提供を行うとき、183以上台湾に滞在して「サービスPE」に該当すれば、事業所得の免税が不適用となる可能性があります。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
曾彦翔	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23405	sean.tseng@pwc.com

www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2021 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.